

酒田市定期航路施設広告募集要項

この要項は、酒田市広告掲載要綱に基づき、酒田市定期航路事業所が管理する施設への広告の募集に関し必要な事項を定めるものです。

1. 広告媒体（広告の掲示が可能な場所）

媒体（施設）	場所	備考（仕様）
定期航路事業所	壁面	ポスター
定期航路船舶	船内	ポスター
	船内窓	ステッカー
	座席背面	座席カバー

2. 広告の規格及び広告料

場所	規格	広告料（※）	備考
定期航路事業所内壁面 又は船内（指定箇所）	B0 版以下	3,900 円/月/枚	103.0 cm × 145.6 cm 以下
	B1 版以下	3,300 円/月/枚	72.8 cm × 103.0 cm 以下
	B2 版以下	2,700 円/月/枚	51.5 cm × 72.8 cm 以下
	B3 版以下	2,300 円/月/枚	36.4 cm × 51.5 cm 以下
船内窓ステッカー	50cm×18cm	1,100 円/月/枚	
船内座席カバー	32cm×12cm 以下	200 円/月/席	一列単位 (カバーを含め広告主が製作)

※ 広告料は、広告の掲示に伴う行政財産目的外使用料として徴収します。

※ 消費税及び地方消費税を含みます。

※ 掲示期間に関わらず一括での納入とします。

※ 1 か月に満たない期間は日割り計算を行わず月額とします。

3. 広告掲示の期間

広告掲示の期間は原則として1 か月単位とし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において最大 12 か月とします。ただし、継続は妨げないものとします。

4. 募集方法

広告を掲示しようとする者は、事前に定期航路事業所へお問い合わせください。

- ・ポスターの場合、掲示が可能なスペースの有無について協議します。
- ・ポスター以外の場合、船内で掲示が可能な個所について確認・協議を行います。

5. 募集期間

随時。ただし、申込時に施設内に掲示が可能なスペースがある場合に限り、掲載開始希望日の 2 週間前までに申し込みしてください。

6. 申込方法

広告掲示希望者は、以下の書類を定期航路事業所へ提出してください。

- 行政財産目的外使用許可申請書（別紙（様式第3号））
- 広告原稿（A4 サイズ縮小版の図案）

7. 広告主の責任及び費用の負担

- （1）広告物の作成、設置、維持管理及び撤去（原状回復）に要する費用は、すべて広告主の負担とし、上記の広告料には含まれていません。
ただし、広告物がポスターの場合の設置、撤去については市が行います。
- （2）広告物の掲出及び撤去作業により、船内設備をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して責任を持って原状回復するものとします。
- （3）広告掲示期間中に広告物が 損傷・汚損した場合は、市から広告主に対して連絡し、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。
ただし、市の故意又は重大な過失によって広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市の費用と責任において原状回復するものとします。

8. 掲載できない広告

酒田市広告掲載基準第6条（規制業種）及び第7条（掲載できない広告）に該当するものは掲載できません。その他、市の広告事業として不適切なものは掲載できません。

9. その他

広告主と市との間で本募集要項に定めのない事項や疑義については、広告主と市が協議の上、解決するものとします。

10. 関係例規

- （1）酒田市広告掲載要綱
- （2）酒田市広告掲載基準
- （3）酒田市契約及び財産に関する条例
- （4）酒田市公有財産規則